

インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

対象 市内在住の生後6か月以上の方

期間 10月1日(金)～来年1月31日(月)

助成方法 医療機関が設定する接種料金から助成額を差し引きます(差額は自己負担)。

その他 市内の協力医療機関(健康カレンダーに掲載)

【助成内容】

助成対象者	助成回数	助成額	申込方法
妊娠している方(*1)	1回	3,000円	【申込み不要】 協力医療機関に予約し、保険証など日立市民であることと年齢などが確認できるものを持参し接種
65歳以上の方			
13歳以上19歳未満の方			
生後6か月以上13歳未満の方(*2)			
19歳以上65歳未満の方	1回	1,000円(*3)	【申込みが必要】 保健センター、市民課、各支所、社会福祉課で直接申し込み 申込期限：12月17日(金)まで
生活保護を受給している方(生後6か月以上)	1回 (13歳未満は2回)	全額(*4)	

*1 事前に、接種について主治医に相談しておくことをおすすめします。また、接種日当日は、母子健康手帳の表紙の写しを持参してください。

*2 接種回数は、1回目の接種日の年齢が基準になります。

*3 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に障害があり(透析、在宅酸素を受けているなど)、医師が基準に基づき認められた方の助成額は3,000円となります。かかりつけが市内の協力医療機関である方は、直接、医師にご相談ください。

*4 市外の医療機関で接種する場合は、自己負担が生じることがあります。

で接種する場合に費用を助成します。

*65歳以上の方は市外の医療機関で接種する場合も助成します。希望する方は、12月17日(金)までに電話で、健康づくり推進課にお問い合わせください。

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300

前立腺がん検診費用の一部を助成します

前立腺がんの早期発見・早期治療を目的として、特定健康診査会場において、血液検査による前立腺がん検診を実施しています。下記の方を対象に、検診費用の一部助成を行っていますので、ぜひ、ご利用ください。

対象 50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の男性
(年齢は令和4年3月31日現在)

助成額 1,300円(年度内に1回)

*助成の対象は、市の特定健康診査会場で実施している検診に限ります。

申請方法 検診当日は検診費用の全額(2,409円)を支払い、検診受診後に、健康づくり推進課か市民課、各支所に申請書類を提出してください。

*詳しくは、検診受診時にお知らせします。

申請期限 来年3月31日(木)まで

検診の受け方 *検診は完全予約制です

助成対象年齢以外の方でも、50歳以上の方は受診できます(検診費用：2,409円)。

■5月に健康診査の受診券(黄色の封筒)が届いた方
同封の案内をご覧になり、予約をしてください。

■健康診査の受診券が届いていない方
電話で予約を受付けます。

TEL 85-8200 *平日午前9時～午後5時

予約開始日

受診希望日(月毎)	電話予約が始まる日
10月1日(金)～29日(金)	受付中
11月1日(月)～30日(火)	10月1日(金)～
12月1日(水)～24日(金)	11月1日(月)～

*検診は12月24日(金)までの実施となります。

*検診日と会場は、予約の際にご案内します。

*日程など、ご希望に添えない場合があります。

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300

学科試験を免除！

茨城キリスト教大学看護学部へ市が推薦します

茨城キリスト教大学看護学部看護学科へ入学を希望する方を推薦します（学科試験が免除になります）。

詳しくは、学生募集要項（茨城キリスト教大学のホームページからダウンロードできます）を確認のうえ、通っている高等学校などを通して申し込みください。

対象 次のすべてに該当する方

- 看護学に深い関心を持ち、卒業後は、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献したいと考えている
- 来年3月卒業見込の現役高校生で、本人か保護者が市内に1年以上住所を有する
- 全体の学習成績の状況（評定平均値）が3.8以上で、合格後必ず入学する

募集期間 9月24日(金)～10月11日(月)

応募方法・出願の流れ

- ①学生募集要項と必要書類を大学のホームページからダウンロードして内容を確認
- ②志望理由書を記入
- ③地域特定推薦出願資格確認印(学校長印)を通っている学校でもらう
- ④準備ができたなら指導課に電話で連絡
- ⑤推薦書、志望理由書、住民票を指導課に提出
*提出時に簡易な面接を行います。
- ⑥推薦が決定したら、推薦書、志望理由書を指導課から受けとる *開封厳禁
- ⑦出願期間（11月1日～12日）に出願書類を茨城キリスト教大学入試広報部へ



問合せ 指導課 内線 658

古くなった消火器の破裂事故にご注意ください

今年、兵庫県の事業所で消火器の定期的な点検が行われずに30年以上放置され、本体容器が腐食した状態で使用したことで、本体容器が破裂し、従業員が怪我を負う事故が発生しました。過去には同様の事故で亡くなられた方もいます。消火器は、火災が起こった際の初期消火にとっても有効なものであるため、事業所や自宅の消火器は定期的に点検を行ってください。

【次の点にご注意ください】

- 事業所に設置された消火器
消防法令に基づき定期的に点検をしてください
*業務用消火器の使用期限は8～10年です
- 自宅に設置した消火器
次の点を確認してください
・使用期限は過ぎていませんか
・ひどい錆はありませんか
・容器の変形、大きなキズはありませんか
*住宅用消火器の使用期限はおおむね5年です。



古くなった消火器や異常が認められた消火器は、使用せず、消火器販売店や消火器リサイクル推進センターへ相談してください。

消火器リサイクル推進センター TEL 03-5829-6773

*スプレー缶タイプ（エアゾール式簡易消火具）は、容器に表示されている使用方法や処分方法を確認してください。

問合せ 消防本部予防課 TEL 24-0119